静岡県教育委員会訓令甲第１号

本　　庁
各教育事務所
埋蔵文化財センター
各教育機関
各県立学校

教育長の権限の一部を出先機関の長に委任する規程（昭和48年教育長訓令）の一部を次のように改める。

平成30年３月23日

静岡県教育委員会教育長　　木　苗　直　秀

改正前	改正後
教育長の権限の一部を出先機関の長に委任する規程 教育長は、次の各号に掲げる事務を、出先機関の長に委任する。 ⑴　教育委員会の出先機関の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。 ⑵　教育委員会の出先機関の所掌に係る事項に関する収入及び支出並びに物品の出納を命令すること。 ⑶　教育委員会の出先機関の所掌に係る使用料の減免並びに還付を承認すること。	**教育長の権限の一部を現地機関等の長に委任する規程** 教育長は、次の各号に掲げる事務を、現地機関及び県立学校（以下「現地機関等」という。）の長に委任する。 ⑴　教育委員会の現地機関等の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。 ⑵　教育委員会の現地機関等の所掌に係る事項に関する収入及び支出並びに物品の出納を命令すること。 ⑶　教育委員会の現地機関等の所掌に係る使用料の減免並びに還付を承認すること。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。